

東京セントラルNEWS VOL. 6

行事の保険(レクリエーション保険)をご存知ですか？

- 町内会主催のソフトボール大会にて、転んで足を骨折し、入院した。
- テニスサークルでバーベキューを行ったところ、準備中にヤケドをして病院に行った。
- 学校の運動会にて、玉ころがしに参加中にアキレス腱を切断してしまい、入院した。

弊社へのお問い合わせが多い商品の1つに「レクリエーション保険」があります。これは、行事に参加された方がケガをされた場合の保険です。保険料はその行事のリスクにより違いはありますが、1名あたり下記のような保険料でご加入頂けます(弊社で取扱をしているレクリエーション保険の場合)。

【補償内容一例】

死亡後遺障害保険金 1000万円 入院保険金日額 5,000円 通院保険金日額 3,000円
バレーボール大会に20名参加
合計保険料 1000円 (1名あたりの保険料 50円)

契約方法に関しましては、下記の条件があります。

1. 行事に参加する人全員に保険をかけること(一部の方を除外することはできません)。
2. 1日の参加者が10名以上の行事であること(開催日が2日以上の場合は、1日平均で10名以上の参加が必要になります)。
3. 宿泊を伴わない行事であること(レクリエーション保険でなく、国内旅行傷害保険での契約)。

その他、参加者があらかじめ分かっていることが前提となりますが、参加見込人数で契約することも可能です。しかしながら、人数で契約する場合は、往復途上の事故は補償の対象になりませんし、行事終了後に精算手続(参加見込人数と実際に参加された人数の確認)をする必要がありますので、正式な参加人数が分からないような行事の契約をすることはできません。

また、年間契約も可能ですが、毎月参加人数を報告して頂く必要があります。

実際の契約につきましては、この保険は対面募集(実際にお会いして契約する)が必要であり、郵送でのやり取りやネットでのご契約はできませんので、弊社までお手数ですがご来店頂く必要があります。

また、自転車モトクロスやヨットレースのようにご加入頂けない行事もありますので、事前に確認ください。なお、これはあくまでも弊社で扱っているレクリエーション保険の説明になることをご了承ください。



今日のポイント

1. 1日の行事だけ保険に加入することができる。
2. 契約に関しては、全員加入・参加人数・宿泊等制限がある。
3. 行事の中には契約できない行事もある。
4. 実際に契約する場合は、郵送やインターネットでの契約ができない。